

8 相続

項目	着手金 (税抜)	報酬金 (税抜)	備考
① 戸籍等取寄せ (戸籍 1 0 通まで)	5 万円	なし	相続関係図作成料込
① 戸籍等取寄せ (戸籍 1 1 通以上)	5 万円 + (1 通ごとに) 2 千円	なし	相続関係図作成料込
② 相続不動産調査 (登記・名寄せ)	1 万円	なし	
③ 相続金融資産調査 (預貯金)	2 万円 + ①	なし	
④ 相続金融資産調査 (預貯金以外)	1 件につき 1 万円 + ①	なし	
⑤ 遺産分割交渉	1 5 万円 + ①	～ 3 0 0 万円の場合は、1 5 % (* 2)	・ 必要に応じて、②、③、④の調査費用がかかります。 ・ ⑥又は⑦から依頼の方は⑧の着手金は不要 (0 円) です。
⑥ 遺産分割調停 (基本型) * 2	3 0 万円 + ①	3 0 0 万円～ 3 0 0 0 万円の場合は、1 0 % + 1 8 万円	
⑦ 遺産分割調停 (基本型以外)	4 0 万円 + ①	3 0 0 0 万円～ 3 億円の場合は、6 % + 1 3 8 万円	
⑧ 遺産分割審判 (* 4)	4 0 万円 + ①		
⑨ 遺留分減殺請求	通知書 3 万円	なし	
⑩ 遺留分減殺請求訴訟	民事訴訟の基準	民事訴訟の基準	①～④の費用が必要になります。
⑪ 相続放棄	1 人につき 5 万円 + ①	なし	
⑫ 相続財産管理人選任審判申立て	1 0 万円 + ①	なし	
⑬ 特別縁故者に対する相続財産分与審判申立	1 0 万円 + ①	～ 3 0 0 万円の場合は、1 5 % 3 0 0 万円～ 3 0 0 0 万円の場合は、1 0 % + 1 8 万円 3 0 0 0 万円～ 3 億円の場合は、6 % + 1 3 8 万円	
⑭ 遺言執行者選任	遺産額の 2 . 1 % (* 5)	なし	

- \* 1 別途実費がかかります。
- \* 2 遺産の範囲や遺留分、特別受益、寄与分等の主張がないもの
- \* 3 交渉から調停を依頼した場合は、差額分のみ。
- \* 4 調停から審判を引き続き依頼した場合は、審判の着手金は不要です。
- \* 5 最低額は 3 0 万円、最高額は 1 5 0 万円。